

不育症検査費用助成事業

八戸市では、不育症の方の経済的な負担軽減を図るため、現在、研究段階にある不育症検査のうち、先進医療として実施される検査を対象に、費用の一部を助成しています。

対象者

①と②の条件を満たす方

①申請日において八戸市に住所を有する（住民票がある）方

②2回以上の流産（※生化学的流産を除く）または死産の既往がある方

※生化学的流産・・・妊娠検査薬では陽性となっても、医療機関での超音波検査により、胎囊^{たいのう}（赤ちゃんが入った袋）を確認できないことをいいます。

対象となる検査

R7.7.1現在

※対象となる検査は、厚生労働省からの通知により、変更される場合があります。

先進医療として告示されている不育症検査

- ・流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）（令和4年11月30日告示）
- ・抗ネオセルフ β_2 グリコプロテインI複合体抗体検査（令和7年5月30日告示）

※その他の検査費用や治療費用は助成対象外です。

対象となる検査の実施医療機関

①先進医療の実施医療機関として厚生労働省に届け出ている保険医療機関（国事業）

- ・対象となる検査を実施する医療機関として届け出し、受理された日以降に受けた検査が対象です。
- ・先進医療実施医療機関として承認されている医療機関は厚生労働省のホームページで確認できます。（「厚生労働省 先進医療を実施している医療機関の一覧」で検索🔍）

②先進医療の実施医療機関として厚生労働省に届け出していない保険医療機関のうち八戸市内に所在する保険医療機関（八戸市独自事業）

助成額

対象となる先進医療検査1回の費用の7割に相当する額（上限6万円）

※助成回数及び年齢に上限はありません。また、1回の検査に対し複数の自治体から同様の助成を受けることはできません。ご不明な点は下記へお問い合わせください。

申請・問い合わせ先

八戸市保健所 すくすく親子健康課

八戸市田向三丁目6番1号 八戸市総合保健センター3階

電話 0178-38-0374

裏面もご確認ください

申請期限

原則として検査が終了した日の属する年度末まで
ただし、令和8年3月中に検査が終了する場合は、令和8年4月末必着で申請してください。

申請に必要なもの

1. 八戸市不育症検査費用助成事業助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）
2. 八戸市不育症検査費用助成事業検査受検証明書（第2号様式）
3. 実施医療機関が発行した対象検査の領収書及び明細書
4. 申請者本人名義の通帳等の写し

※第2号様式は検査を行った医療機関で発行されます。助成の可否を判断するため、医療機関に問い合わせることがありますので、ご了承ください。

申請の流れ

- ①医師の診断により医療機関において、助成対象となる不育症検査を実施します。
- ②医療機関に費用を支払い、領収書と明細書を受け取ります。
- ③申請に必要なものをそろえ、八戸市保健所すくすく親子健康課へ提出します。
- ④すくすく親子健康課において、内容を審査の上、助成の可否、助成額を決定し、申請者に郵送にて通知します。
- ⑤交付決定となった場合、申請書受理日から1か月程度で、助成金を指定の口座に振込みます。

不妊専門相談のご案内

八戸市では、八戸市保健所内に不妊専門相談センターを設置しております。不妊・不育に関する医学的、専門的な相談について医師が相談に応じ、治療に関する情報提供等を行います。

相談日程：月1回指定日 水曜日16時～17時 / 土曜日15時～16時

※日時や詳細については、下記までお問い合わせください。

不妊専門相談の問い合わせ先

八戸市保健所 すくすく親子健康課

八戸市田向三丁目6番1号 八戸市総合保健センター3階

電話 0178-38-0714（予約受付：平日9時～16時）